

刈谷市一般廃棄物処理基本計画

2009 年度～2023 年度

2018 年改定版

(概要版)



1 計画の枠組み

(1) 計画の位置づけ

一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、本市の将来におけるごみ処理及び生活排水処理のあり方について定めるものです。

本市では2009（平成21）年3月に、2009（平成21）年度から2023年度までの15年間を計画期間とする一般廃棄物処理基本計画（以下「現行計画」という。）を策定しました。

現行計画の改定版となる本計画は、現行計画の策定から8年が経過し、計画内容を社会情勢の変化に対応させていく必要が生じていること、また、計画目標の達成状況から目標及び施策の精査が必要となっていることから、現行計画の見直しを行ったものです。

(2) 計画対象期間

本計画の対象期間は、2018（平成30）年度から2023年度までの6年間とします。

	西暦 年度																																									
	09	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30																				
一般廃棄物処理 基本計画	前期					中期					後期																															
	現行計画																																									
									見直し																																	

(3) ごみ排出量の実績

ごみ排出量の推移は図1に示すとおりです。2009（平成21）年度から2015（平成27）年度にかけ、人口が増加傾向にある中、排出量は概ね横ばいです。これは、家庭系ごみの1人1日あたりの排出量が減少しているためですが、1人1日あたりの排出量は、国の平均、県の平均と比べて多くなっています。また、事業系ごみの排出量については、2014（平成26）年度から増加傾向にあります。

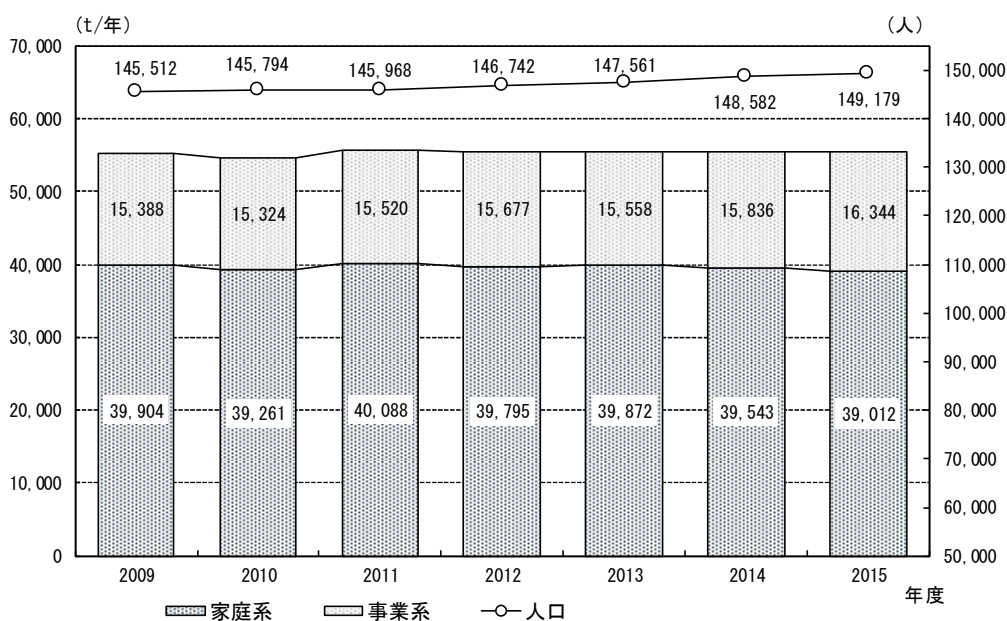


図1 ごみ排出量の推移

(4) 現行計画の計画目標達成状況

表1に示すとおり、2015（平成27）年度における実績値は、2015（平成27）年度に換算した現行計画の目標値を達成できていません。

表1 現行計画の計画目標達成状況

項目	2015年度		2023年度
	実績値	目標値	目標値
家庭系ごみ1人1日あたり排出量	508g/人・日	418g/人・日	299g/人・日
総ごみ排出量	52,034t/年	48,684t/年	41,343t/年
資源化率	18.6%	35%	45%

*1:2015年度の実績値は2013年度の実績値を換算。

*2:家庭系ごみは資源ごみと集団回収、自己搬入ごみを除いたもの。

*3:総ごみ排出量は集団回収を除いたもの。

(5) 計画目標の設定

計画の目標年度（2023年度）における目標値は表2に示すとおりです。家庭系ごみの1人1日あたり排出量は、2015（平成27）年度よりも7.8%減の658.7g/人・日とします。この数値は、2015（平成27）年度における国の平均値（660g/人・日）と同程度のものです。また、事業系ごみの1日あたり排出量は現状の水準を維持するものとします。

総ごみ排出量は52,647t/年～53,973t/年で、2015（平成27）年度と比べ2.5%～4.9%減少することとなります。資源化率は、現状の水準を維持するものとし、18.6%とします。

表2 計画の目標

項目	単位	2015年度	2023年度	
		(実績値)	(目標値)	
人口	人	149,179	156,100	150,600
家庭系ごみ排出原単位	g/人・日	714.5	658.7	658.7
事業系ごみ排出原単位	t/日	44.64	44.64	44.64
総ごみ排出量	t/年	55,356	53,973	52,647
資源化率	%	18.6	18.6	18.6

*1:人口推計値の左側の欄は、刈谷市人口ビジョンの数値。

*2:人口推計値の右側の欄は、国の推計値。

(6) 基本理念

本市のごみ処理における課題の解決へ向け、

人と環境の共生する「循環型都市かりや」

を目指します。また、市民、事業者、行政がそれぞれの役割を果たすとともに、相互の連携・協働を図ることを目指します。

2 ごみ処理基本計画

(1) 発生抑制計画

① 普及啓発、環境教育の推進

【主な取組み（現行計画の施策）】

- 市民だよりの「キー坊の環境講座」のほか、市民だよりに、ホームページなどを通じたPR・啓発を進めます。
- 小学校や市民グループの所に出張する「刈谷ふれあいカレッジ出前講座」など、環境学習の支援を進めます。
- 環境教育の一環として、小中学校で牛乳パックとペットボトルのキャップの回収を進めます。
- 講座による環境支援員育成事業の実施など、地域の環境リーダーの育成を進めます。また、環境支援員の自主的な活動を支援します。

【主な取組み（新たな施策）】

- 小学校における、ごみ減量等に係る環境教育を促進するとともに、教材の提供や学習会開催などの支援を行います。

② ごみの発生抑制（リデュース）のための活動促進

【主な取組み（現行計画の施策）】

- 生ごみ処理機やコンポスト容器の購入費を補助します。また、EMぼかしを無料で配布し、生ごみの家庭内処理を推進します。

【主な取組み（新たな施策）】

- 生ごみの水切りについてPRするとともに、水切りの方法について紹介を行います。
- 期限切れが近い災害備蓄品をフードバンク*に提供します。また、市民のフードドライブ*への取り組みを支援するとともに、食品ロス削減に係る情報交換を行い、啓発に努めます。

*：まだ食べられるのに、さまざまな理由で処分されてしまう食品を、食べ物に困っている施設や人に届ける活動のこと。フードバンクは食品の収集、保管、配布までの一連の活動全般を指し、フードドライブは食品収集方法の一つで、一般家庭から集める活動を指します。

③ 再使用（リユース）の促進と再生利用品の促進

【主な取組み（現行計画の施策）】

- リサイクルショップやフリーマーケット、リサイクルプラザなどの活用を市民に促します。
- エコポイントプロジェクトにおいて貯まったポイントをエコ商品と交換できるようにするなど、環境に配慮した商品を積極的に購入するためのPR・啓発活動を展開します。

④ 市民・事業者活動の促進に向けたネットワークづくり

【主な取組み（現行計画の施策）】

- 市民参加の下で販売店や事業者との自主協定を締結し、レジ袋の無料配布をなくします。

（２）資源化推進計画

① 家庭ごみの適正排出と分別の徹底

【主な取組み（現行計画の施策）】

- 収集日に係るクリーンカレンダーや、ごみの分け方・出し方ガイドブックの全戸配布に加え、市民だより、市ホームページ等でごみの分別に関する情報を提供します。また、有効な啓発ツールの活用を検討します。

【主な取組み（新たな施策）】

- クリーンカレンダーなど全戸配布する印刷物に、ごみ減量の啓発資料を記載します。

② 紙類の分別徹底と回収方式の整備

③ 生ごみ、剪定枝など有機性廃棄物の資源化の推進

【主な取組み（現行計画の施策）】

- 公園や街路から出る剪定枝と、幼稚園及び小中学校の給食の残飯を堆肥化します。また、学校給食センターから出る廃食用油を回収し、燃料(BD F)に精製します。

④ 事業所への指導徹底

【主な取組み（現行計画の施策）】

- 地域の集積所へ不適切に排出している事業者に指導します。

⑤ 事業系ごみの排出基準・処理手数料の見直し

⑥ 事業者の自主的なリサイクル活動への支援

【主な取組み（現行計画の施策）】

- 市内の事業者等のエコな取組みを紹介する「かりやエコマップ」の内容等を見直し、定期的に改訂します。

【主な取組み（新たな施策）】

- 事業所から出る古紙を資源化するため、資源回収所などへの搬入を案内します。

⑦ 事業者としての市の率先的ごみ減量・リサイクルの推進

【主な取組み（現行計画の施策）】

- 「エコアクション刈谷」に基づき、事務・事業におけるグリーン購入を推進するほか、紙類の使用量を削減するなど、ごみの発生抑制を促進します。

⑧ 家庭ごみ収集有料化制度導入の検討

(3) 収集運搬計画

- ① 分かりやすい分別区分と排出方法の確立
- ② ステーションにおける適正排出の徹底
- ③ 効率的な収集運搬体制の整備
- ④ メーカーなどによる適正処理困難物の引取りの促進
- ⑤ 一人暮らしの高齢者・障害者等へのごみの排出支援
- ⑥ 取扱いに注意を要するごみの適切な回収・処分

【主な取組み（新たな施策）】

- スプレー缶を穴あけしない場合における回収方法及び処理方法を検討し、モデル地区で実証試験を行い、適切な処分を推進します。
- 家庭に退蔵されている水銀使用製品を早期に適切に回収・処分できるよう、PRを行います。

(4) 中間処理・最終処分計画

- ① 適正なごみの処理方法の確立
- ② 不燃物の選別処理の高度化・効率化
- ③ クリーンセンターによる中間処理
- ④ 資源物選別施設及び不燃物選別施設の建替え等の検討

【主な取組み（新たな施策）】

- 資源物選別施設及び不燃物選別施設の長寿命化や建替えを検討するとともに、施設管理のアウトソーシングについて検討します。

⑤ 最終処分場の安定的な維持管理

【主な取組み（新たな施策）】

- 浸出水処理施設など、長期間の使用に耐えうるよう、機器類の更新などの整備を行います。

(5) その他

- ① ごみの散乱防止
- ② ごみの不法投棄の監視
- ③ 災害廃棄物への備え

【主な取組み（新たな施策）】

- 「災害廃棄物処理計画」に基づき、協力支援体制を構築していくほか、情報収集・連絡体制を整備します。また、人材の育成・訓練を行います。

3 生活排水処理基本計画

(1) 生活排水処理の実績

下水道及び合併処理浄化槽の水洗化・生活雑排水処理人口が増加し、2015（平成 27）年度における水洗化・生活雑排水処理率は 89.0%です。

(2) 計画目標の設定

計画の目標年度（2023 年度）における目標値は表 3 に示すとおりです。水洗化・生活雑排水処理率は 91.5%～94.8%で、2015（平成 27）年度からは 2.5～5.8 ポイント増加する見込みです。

表 3 計画の目標値

項 目	2023年度 (目標値)		
	2015年度 (実績値)	156,100	150,600
人 口 (人)	149,245	156,100	150,600
水洗化・生活雑排水処理人口	132,848	142,830	142,830
下水道	111,158	128,557	128,557
合併処理浄化槽	21,690	14,273	14,273
水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	14,495	12,708	7,208
非水洗化人口(汲み取り)	1,902	562	562
水洗化・生活雑排水処理率(%)	89.0	91.5	94.8
し尿及び浄化槽汚泥年間処理量(kL/年)	23,308	20,974	19,082
し尿	1,182	350	350
浄化槽汚泥	22,126	20,624	18,732

*1: 人口目標値の左側の欄は、刈谷市人口ビジョンの数値。

*2: 人口目標値の右側の欄は、国の推計値。

(3) 生活排水処理施設の整備

下水道整備区域においては、下水道計画に従い、順次、下水道の整備を進めていきます。下水道供用開始区域においては、各世帯の速やかな下水道への接続を促進し、水洗化率の向上を図っていきます。

下水道整備区域以外の区域においては、単独処理浄化槽及び汲み取りから合併処理浄化槽への転換を指導するなど、生活排水の合併処理を図っていきます。

(4) し尿及び浄化槽汚泥の処理

し尿及び浄化槽汚泥の中間処理は環境センターで行い、残渣については焼却処分します。ディスポーザーで発生する汚泥については、適切な処理に向けた検討を行います。

(5) 生活排水対策の普及・啓発

単独処理浄化槽及び汲み取りの生活雑排水が未処理である世帯を中心に、食用油や食べ物の残りを流さないなどの、家庭でできる生活排水対策の普及に努め、協力を得ていきます。

また、浄化槽は維持管理が不十分であると生活排水が適切に処理できないため、定期的な保守点検、清掃及び検査について、広報などを通じてその徹底に努めていきます。

刈谷市一般廃棄物処理基本計画 概要版

2018年3月発行

発行 刈谷市

編集 産業環境部ごみ減量推進課

〒448-0838 刈谷市逢妻町2丁目25番地

TEL : 0566-21-1705

URL : <http://www.city.kariya.lg.jp/>